

## 児童養護施設三春学園における食物アレルギーがある児童への食品の誤提供について

## 1 概要

児童養護施設三春学園において、食物アレルギー（小麦・乳等）がある児童（中学生）への食物アレルギー負荷試験（試食）時に、小麦のみのパンの提供を試みるという主治医からの指示とは異なり、乳製品が混ざったパンを誤って提供してしまい、かゆみ、腹痛等の健康被害を生じさせてしまいました。症状発生後、病院に受診し、1日入院した後、翌朝回復したため退院しました。

今回、このようなミスがあったことについて、深くお詫びを申し上げるとともに、再発防止の取組を徹底してまいります。

## 2 経過

令和3年11月中	主治医から小麦のみのパンを試すよう指示がある。栄養士がパンの納品業者に具体的な成分を明示せず、「アレルギー物質が入っていないパン」として発注した。また、納品時も成分表示の確認をしていなかった。
12月15日（水） 14：55	園でパンの負荷試験（試食）を看護師がつき実施、様子観察を行った。食後、口の違和感（イガイガ）の訴えがあったが一旦治まる。
16：25	児童から再度かゆみ等の訴えがあり、看護師と相談し薬を服用する。さらに、主治医に電話で相談した際、救急外来で受診するよう指示を受ける。
19：00	救急外来で受診。赤み、腹痛等の症状は治まったが、今後症状がでないように点滴が投与され経過観察のため、1日入院となる。
20：10	保護者へ食物アレルギー症状が出て入院する旨を連絡する。
12月16日（木） 8：58	改めて責任職と栄養士で提供したパンの成分を確認したところ、小麦のみのパンを提供すべきだったにも関わらず、成分の確認不足で乳製品が入っていたことが判明する。
10：20	経過観察が済み、健康状態に問題ないことを確認して退院し、園に戻る。今回のアレルギー症状は、負荷試験によるものではなく、乳製品の誤提供により健康被害を招いたものであると主治医が判断したため、児童に説明し謝罪する。
14：24	保護者にも同様に電話で説明し謝罪する。

## 3 原因

施設で作成した「食物アレルギー児童に対する給食での対応マニュアル」に基づき、手順通りに除去食材の確認をすべきだったが、負荷試験用に別途依頼していたことで確認を怠っていました。納品業者へのパンの発注及び納品時に「アレルギー物質がないもの」と確認したのみで、成分表示を複数の職員で確認しなかったことにより、誤って乳製品を提供してしまったことが原因です。

## 4 再発防止策

- 改めて食物アレルギー児童が食べるものは成分表示を複数の職員目で確認、現物と書類上の両方でチェックすることを徹底します。職員のみでなく、責任職も定期的に納品及び提供時に確認をします。
- 食物アレルギー児童に対する給食での対応マニュアルはありましたが、食物アレルギー負荷試験を実施する時のマニュアルがなかったため作成し、遵守します。

## お問合せ先

こども青少年局 三春学園長 石神 光 Tel 045-771-2258